

地球温暖化対策推進法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：地球温暖化対策の推進に関する法律

国税庁酒税課

■ 法律の目的

社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

■ 法律の概要

国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための事項が規定されています。

また、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」が規定されています。

■ 酒類業者が行う措置

酒類業者のうち、事業活動に伴って一定規模以上の温室効果ガスを排出する者(特定排出者)は、毎年(4月から翌年3月までの間)温室効果ガスの種類ごとに温室効果ガス算定排出量を毎年7月末までに報告することとされています。

報告の対象となる温室効果ガスと特定排出者は、次のとおりです。

※「温室効果ガス算定排出量」とは、以下の温室効果ガスの種類ごとに、その排出量に所定の係数を乗じ、排出量を二酸化炭素に換算した値です。事業者はこの値を国へ報告し、国はこれを集計し、公表することとされています(温室効果ガスの算定・報告・公表制度)。

温室効果ガスの種類	特定排出者
■ エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) (燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱の使用に伴い排出されるCO ₂ のことをいいます。 <u>エネルギー起源二酸化炭素については、省エネ法の定期報告書を提出している場合は、地球温暖化対策推進法の報告があったものとして取り扱われます。</u>)	■ 省エネ法で以下に指定される事業者 ○ 特定事業者 ○ 特定連鎖化事業者 ○ 特定貨物輸送事業者 ○ 特定荷主 ○ 特定旅客輸送事業者 ○ 特定航空輸送事業者 ⇒ 事業者ごとに温室効果ガス算定排出量を報告
上記以外の温室効果ガス ■ 非エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) ■ メタン (CH₄) ■ 一酸化二窒素 (N₂O) ■ ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) ■ パーフルオロカーボン類 (PFC) ■ 六ふっ化硫黄 (SF₆)	■ 次の①及び②の要件をみたす者 ① 算定の対象となる事業活動によって発生する温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の温室効果ガス算定排出量が3,000トン以上となる事業者 ② 常時使用する従業員の数が、事業者全体で21人以上となる者 ⇒ 事業所ごとに温室効果ガス算定排出量を報告

■ 罰則

温室効果ガス算定排出量の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、20万円以下の罰金に処せられます。

■国、地方公共団体、事業者及び消費者の役割

